

株式の分割に関する基準日設定公告

令和8年6月15日

株主各位

新潟県新潟市西蒲区越前浜字浜手 6985 番地2
株式会社テクノクラフト
代表取締役 梅坂 昌業

当社は令和8年5月26日(火曜日)の取締役会において、令和8年7月1日(水曜日)付をもって、当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を令和8年6月30日(火曜日)と定めましたので、公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、令和8年7月1日(水曜日)付をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を1,200万株増加して1,500万株といたします。

以上